

花いっぱい健康づくりプロジェクト実施要領

1 目的

本プロジェクトは、市からの種や資材等の提供及び花育ノウハウの伝授のもと、福祉関係施設等の利用者らが種から育てた花苗の約半数を、花いっぱい運動の参加団体に配布し、市が管理する公園や緑地に花苗を植えていただくものである。本プロジェクトに関して必要な事項を本実施要領で定めることにより、花いっぱい運動によるまちなか緑化の推進及びみどりとの触れ合いによる園芸療法的な観点からの健康増進、参加施設と近隣地域との結びつき強化を図るものである。

2 対象

支援する対象施設は、市内に所在し、1年以上の活動を継続できる福祉関係施設等とする。

3 活動

参加施設は、次の各号に掲げる活動を実施するものとする。

- (1) 当該施設内での土づくり、種まきに関すること
- (2) 当該施設内での水やりなど花育の日常管理に関すること
- (3) 市が管理する公園や緑地に育てた花苗の約半数の提供に関すること

4 支援

参加施設に対し、次の各号に掲げる支援を予算の範囲内で行うことができる。

- (1) 花の種の支給
- (2) 種まきに必要なたまごやポット等資材の提供
- (3) 花育に係るノウハウの伝授やサポート
- (4) 花いっぱい運動の参加団体との連絡及び調整
- (5) 配布する花苗の運搬の支援

5 募集

広報紙に掲載する等の方法により、花いっぱい健康づくりプロジェクトに参加する施設を募集する。

6 申請

参加を希望する施設は、花いっぱい健康づくりプロジェクト参加申請（様式1）を提出するものとする。

7 決定

参加を希望する施設から前項の申込書の提出を受けた場合は、活動内容についてヒアリング等を実施し、支援を行うことが適当と認めたときは、参加施設に決定するものとする。

8 通知

前項の規定により参加が決定した施設へ、次の各号に掲げる事項（様式2）を付して通知するものとする。

1. 参加施設の名称等
2. 参加施設の代表者及び担当者
3. 活動内容
4. 市の支援の内容

9 注意事項等

- (1) 参加施設は、該当活動を行うに当たっては、安全面及び衛生面に十分注意しなければならない。
- (2) 参加施設は、該当活動による、営利その他市が不相当と認める行為をしてはならない。

10 報告

市は、参加施設に対し、必要に応じて該当活動の状況について報告を求めることができる。

11 合意の解消

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、決定通知を解消することができる。

- (1) 参加施設からその活動を中止する旨の届出があったとき。
- (2) 参加施設がこの要領の内容に違反したとき。
- (3) 市の施策等によりこの該当事業を廃止するとき。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、参加施設としてふさわしくないと市が認めたとき。

12 様式

この実施要領で使用する花いっぱい健康づくりプロジェクト参加申請書等の様式は、別に定める。

13 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

14 附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年6月25日から施行する。